

## 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学における教員の任期に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)(以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づき、神奈川県立保健福祉大学(以下「本学」という。)における教員の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

### (任期を定めて任用する教員の職)

第2条 任期を定めて任用する教員の職、任期等は、別表のとおりとする。

2 任期中に休職等があった場合は、前項に関わらず当該休職等の期間に応じて、任期を延長することができる。

### (教員任期委員会)

第3条 本学に次の各号に掲げる事項を審議するための教員任期委員会を設置する。

- (1) 業績評価の方法等に関する事項
- (2) 任期中における業績評価に関する事項
- (3) 前条第2項における延長する任期に関する事項

2 教員任期委員会委員(ヘルスイノベーション研究科に係るものを除く。)は、保健福祉学部の教授から選出するものとし、委員長は保健福祉学部長をもって充てる。

3 ヘルスイノベーション研究科に係る教員任期委員会委員については、ヘルスイノベーション研究科の教授から選出するものとし、委員長はヘルスイノベーション研究科長をもって充てる。

4 教員任期委員会は、第1項各号の事項について審議したときは、その結果を教育研究審議会に報告するものとする。

### (業績評価)

第4条 教員任期委員会は、次の各号に掲げる事項について業績評価を行うものとする。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) 本学運営に関する事項
- (4) 社会への貢献に関する事項

### (同意)

第5条 第2条の教員の任用に際しては、当該任用される者の同意を同意書(別記様式)により得なければならない。

### (規程の公表)

第6条 この規程を定め、又は改正したときは、本学のホームページ等により、広く周知を図るものとする。

### (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教育研究審議会の議に基づき、学長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

